

令和8年度 弘前市農業持続化・効率化対策事業（水田スマート農業機械導入） 公募要領

1 目的

この要領は、農業者が行う水田農業における生産性の向上を図るための取組を支援し、もって当市の持続的な食糧の安定生産と供給ができる産地体制を構築するために実施する弘前市農業持続化・効率化対策事業（水田スマート農業機械導入）の公募にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 公募期間

令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで

3 対象者

(1) 応募資格を有する者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

① 次のいずれかに該当するもの

ア 市内に住所を有する農業者

イ 市内に本店を有する農業法人

ウ 市内に住所を有する農業者、市内に本店を有する農業法人で組織する団体（以下「農業者団体」という。）

② 令和8年産水稻生産実施計画書兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書又は令和8年産水稻生産実施計画書兼営農計画書（以下、「営農計画書」という。）を弘前市農業再生協議会に提出済又は提出予定であり、土地利用型作物（水稻、大豆、麦、子実用とうもろこしのいずれか）を作付予定であること

③ ①ア又はイであって、②におけるすべての作付予定地に係る作業について、農業者団体による共同作業又は作業受託（以下、「作業受託等」という。）をしている場合は、当該団体に所属し、かつ当該作業に従事又は従事予定であること

(2) 以下の①～②のいずれかに該当するものは応募対象外とする。

① 令和6年度及び令和7年度において納付又は納入すべき、以下に掲げる市税等を滞納し、又は納付しておらず、事業の交付申請までに市税等の完納が見込めない者（農業者団体においては構成員のうち1人以上が滞納又は未納の場合を含む）

ア 個人である場合にあつては、市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

イ 法人である場合にあつては、法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税

ウ 特別徴収義務者である場合にあつては、納税者から徴収した市県民税

② 応募時点で別表ポイント配分表に記載する獲得ポイントの合計が3以下のもの

(3) 応募後に(1)に該当しない、または(2)に該当することが確認された場合、当該応募は無効とする。

4 事業内容

(1) 主に水田（作物は土地利用型作物（水稲、大豆、麦、子実用とうもろこし）に限る。）で利用する以下に掲げるスマート農業機械で、耐用年数が4年以上（中古の機械にあつては、2年以上）のものの購入及び設置に要する経費の一部を支援する。

- ①自動操舵システム
- ②直進アシスト機能付き田植え機
- ③自動飛行ドローン
- ④水管理システム
- ⑤RTK-GNSS 均平システム

(2) (1) に掲げるスマート農業機械の導入に要する経費のうち、スマートフォン、パソコン等農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性が高いものとして認められる付帯設備は対象外とする。

(3) 令和8年度に国又は県が実施するスマート農業機械の支援に係る補助事業により補助を受けた又は受けようとする経費と同一の経費は対象外とする。

5 補助金額・補助上限額

補助対象経費の実支出額（税抜金額）の2分の1に相当する額（千円未満切り捨て）以内の額（上限額：1,000千円）

6 応募方法

(1) 提出書類

- ① 応募用紙（様式第1号）
- ② 参考見積書（1者分、原則弘前市内の業者とする。）
- ③ 導入する機械のカタログ
- ④ 獲得ポイント確認書類（別表に記載の書類）
- ⑤ 【法人又は農業者団体の場合】定款又は規約
- ⑥ 【農業者団体の場合】構成員名簿
- ⑦ 【営農計画書におけるすべての土地利用型作物作付予定地の作業受託等をしている場合】所属を証明する書類（構成員名簿等）

(2) 提出先

弘前市農林部農政課（市役所前川本館3階）

(3) 提出方法

上記提出先へ持参により提出。

(4) 受付時間

公募期間における平日の8時30分から17時まで

7 採択候補者の選定

- (1) 応募者の補助見込額の合計額が予算額を上回る場合は、採択候補者はポイント制により選定を行うことを基本とし、その選定方法については別に定める。
- (2) 選定の結果は、決定後速やかに全ての応募者に書面で通知するものとする。

(別表) ポイント配分表

No.	項目	ポイント	配点基準	必要書類
1	規模拡大(注1) ・1ha以上は3ポイント ・0.3ha以上は1ポイント	3 or 1	・令和8年産の土地利用型作物(水稲、大豆、麦、子実用とうもろこし)の作付面積を令和7年産と比較して1haまたは0.3ha以上拡大していること、又は令和8年度中に農業委員会の許可等を受けて1haまたは0.3ha以上農地を貸借・取得予定であること(3親等以内の権利移動は除く。) ※貸借・取得予定の農地については地番を特定していること。	なし(市で確認)
2	経営規模(注1)	2	・令和8年産の土地利用型作物(水稲、大豆、麦、子実用とうもろこし)の作付面積の合計面積が20ha以上であること、又は令和7年度中に農業委員会の許可等を受けて1ha以上農地を貸借・取得(3親等以内の権利移動は除く)し、作付け面積の合計面積が20ha以上となる予定であること。 ※貸借・取得予定の農地については地番を特定していること。	なし(市で確認)
3	農作業受託の実施(注1)	1	・令和8年産の土地利用型作物(水稲、大豆、麦、子実用とうもろこし)の生産に関する作業の一部で農作業受託サービス(耕起、播種、草刈り、刈り取り等)を提供していること、又は、令和8年中に提供予定であること。 ※提供予定の農地については地番を特定していること。	農作業受託サービスを提供していることが分かる書類の写し
4	①認定新規就農者 ②認定農業者等 ③集落営農組織 ※いずれか1つのみ加点(注2)	1	①応募時点で、青年等就農計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和8年度中であること、又は青年等就農計画の認定申請中であること。 ②以下のいずれかの要件を満たすこと。 ア 応募時点で、農業経営改善計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和8年度中であること、又は農業経営改善計画の認定申請中であること。 イ 青年等就農計画の有効期間が令和7年度中であり、かつ、令和8年度中に農業経営改善計画の認定申請予定であることが確認できること。 ③経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22 経営第7133号農林水産事務次官依命通知)Ⅳ第1の1の(1)の①のイの(ウ)の規定に基づき、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものとして市が判断し通知しているもの。	①なし(市で確認) ②ア:なし(市で確認) イ:確約書 ③なし(市で確認)
5	セーフティネット加入者 ①収入保険 ②農作物共済 ③畑作物共済 ④収入減少緩和交付金	1	①令和8年産の農産物に係る収入保険に加入していること。 ②令和8年産の農作物に係る農作物共済に加入していること。 ③令和8年産の農作物に係る畑作物共済に加入していること。 ④令和8年産の農作物に係る収入減少緩和交付金(ナラシ対策)の加入申請を行っていること。	①、④ なし(市で確認) ②、③ 共済加入申込書兼変更届出書控え等
6	健診(検診)の受診(注2)	1	令和7年4月1日から応募時点の間で健診(検診)を受診していること、又は令和8年度末までに受診予定であることが確認できること。 ※法人の場合は、代表者が健診(検診)を受診済または受診予定であること。	健診(検診)受診の領収書、又は結果通知書等(受診予定の場合は予約票等)
7	環境負荷の低減(注1)	1	令和7年産若しくは令和8年産の土地利用型作物(水稲、大豆、麦、子実用とうもろこし)の栽培管理において、以下のいずれかに取り組んでいること、又は取り組む予定であること。 ・化学肥料・化学農薬の使用量を慣行の5割以上低減 ・有機質資材(堆肥、魚かす、油粕かす等)の利用 ・土壌診断の実施 ・局所施肥の実施 ・緑肥作物の導入 ・バイオ炭の農地施用 ・秋季の稲わらすき込みの実施	取組が分かる書類
8	遊休農地の解消(注1)	1	令和6年度以降に貸借・取得した遊休農地(3親等以内の権利移動は除く)を、令和7年度に解消していること、又は令和8年中に解消予定であること。 ※解消予定の農地については地番を特定していること。	なし(市で確認)
9	農作業安全講習会の受講者	1	令和8年度にひろさき農業総合支援協議会主催の農作業安全講習会に参加していること。	なし(市で確認)
10	集落座談会(協議の場)の参加者	1	令和7年度に開催した集落座談会(協議の場)に参加していること。	なし(市で確認)
11	ひろさき水田ネットワーク形成事業の参加者	1	令和8年度中にひろさき水田ネットワーク形成事業における現地検討会等に参加していること、又は参加予定であること。	なし(市で確認)

(注1) 取組予定としてポイント化した場合は、その項目内容が達成されるまで交付申請はできません。

(注2) 申請者が農業者団体の場合、「No.4(③を除く。)」及び「No.6」は構成員のうち過半が配点基準を満たす場合に加点します。